

四日市市みんなのブカツ推進室の設置に関する規則を公布する。

令和7年3月28日

四日市市教育長 廣瀬 琢也

四日市市教育委員会規則第1号

四日市市みんなのブカツ推進室の設置に関する規則

(設置)

第1条 学校部活動の地域展開に関する事務を処理するため、四日市市みんなのブカツ推進室(以下「室」という。)を設置する。

(所管)

第2条 室は、教育推進課の所管とする。

(分掌事務)

第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 部活動(運動・文化部活動)における地域展開に関すること。
- (2) 室の庶務に関すること。

(職員)

第4条 室に室長その他の職員を置く。

2 室長は、上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(専決)

第5条 室長は、[次の各号](#)に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、上司の決裁を受けるものとする。

- (1) 職員の休暇及び欠勤に関すること。
- (2) 職員の時間外勤務命令、休日勤務命令並びに勤務時間等の振替及び変更に関すること。
- (3) 職員の市内及び市外出張命令並びに復命に関すること。
- (4) 定例の報告等に関すること。
- (5) [前各号](#)に準ずる軽易な事務に関すること。

(室の処務)

第6条 室の処務については、この規則に定めるもののほか、[四日市市教育委員会事務局処務規則\(昭和39年四日市市教委規則第10号\)](#)によるものとする。

(補則)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(教育委員会指導課)